

改正	現行
<p>(定義)            第一条 (略)            2 (略)            一 一六 (略)            七 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。</p> <p>八 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないことをいう。</p> <p>(定期報告)            第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。</p>	<p>(定義)            第一条 (略)            2 (略)            一 一六 (略)            七 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。この場合において、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出し口の遮断器が投入されたときは、当該配電線路に係る電気の供給の停止は、終了したものとみなす。</p> <p>(新設)            第二条 電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関は、次の表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。ただし、卸電気事業者にあつては同表第三号に掲げる報告書を、特定規模電気事業者にあつては同表第二号及び第三号に掲げる報告書を、自家用電気工作物を設置する者にあつては出力千キロワット</p>

報告書名	一 発受電 月報	報告対象者	一 設備資 金報	様式番号	様式第二	報告期限	翌々月十 五日	報告先	経済産業 大臣
		電気事業者	一般送配電事 業者、送電事 業者、特定送 配電事業者及 び発電事業者		様式第二		毎事業年 度の最終 月の末日 から三月 (法第三 十八條第 四項第一 号、第二 号及び第 四号に掲 げる事業 を営む者 にあつて は、毎四 半期の最 終月の末 日から二		経済産業 大臣

報告書名	一 発受 電月報	電気事業者	一 設備 資 金 年 報	様式第 二	翌月末 日	自家用電 気工作物 を設置す る者	一	一	一	一	報告先	経済産業 大臣
				様式第 三	毎事業 年度の 最終月 の末日 から三 月を経 過する 日		一	一	一	一	登録調査 期間	経済産業 大臣(た だし、令 第九條の 表第一号 上欄に掲 げる者に あつては 、供給区 域又は電 気工作物 の設置の 場所を管 轄する経 済産業局 長(中部 経済産業 局)

ト未満の発電所について同表第五号に掲げる報告書を提出する  
ことを要しない。

四 安年報 電気保		三 一般用 電気工作 物調査年 報	
法第三十八條 第四項各号に		法第五十七條 第一項の調査 を実施した者 及び登録調査 機関	
様式第八		様式第五	
七月末日		五月末日	月)を経 過する日
大臣 経済産業	～ 下同じ。	電気工作 物の設置 の場所を 管轄する 産業保安 監督部長 (産業保 安監督部 の支部長 及び中部 近畿産業 保安監督 部北陸産 業保安監 督署長を 含む。以 下同じ。	

四 保安年 電気		三 一般 用電気 工作物 調査年 報	
様式第 八		様式第 五	
七月末 日		五月末 日	
—		様式 第五	
—		五月 末日	
—		様式 第五	
—		五月 末日	
大臣 経済産業	～ 下同じ。	電気工作 物の設置 の場所を 管轄する 産業保安 監督部長 (産業保 安監督部 の支部長 及び中部 近畿産業 保安監督 部北陸産 業保安監 督署長を 含む。以 下同じ。	局電力・ ガス事業 北陸支局 長を含む 。以下同 じ。)

六 ポリ塩化ビフェニルを含む有する絶縁油を使用する柱上変圧器	五 自家用発電所運転半期報	原子力発電所に係るものを除く。
法第三十八條第四項各号に掲げる事業を営む者	法第二十八條の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電所を除く。）を設置する者	掲げる事業を営む者
様式第十	様式第九	
七月末日	四月末日及び十月末日	
経済産業大臣	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。以下同じ。）	

六 ポリ塩化ビフェニルを含む有する絶縁油を使用	五 自家用発電所運転半期報	報（原子力発電所に係るものを除く。）
様式第十	ー	
七月末日	ー	
ー	様式第九	
ー	四月末日及び十月末日	
ー	ー	
ー	ー	
経済産業大臣	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	

の使用状 況調査年 報（当該 機器を有 する場合 に限る。）					

（事故報告）

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

する柱 上変圧 器の使 用状況 調査年 報（当 該機器 を有す る場合 に限る 。）					

（事故報告）

第三条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならぬ。

事故	電氣事業者	報告先	一 感電又は電氣工作物の破損若しくは電氣工作物の誤操作若しくは電氣工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）	電氣工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
			二 電氣火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）	電氣工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三 電氣工作物の破損又は電氣工作物の誤操作若しくは電氣工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故				

事故	電氣事業者	報告先	一 感電又は破損事故若しくは電氣工作物の誤操作若しくは電氣工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）	電氣工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
			二 電氣火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）	電氣工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三 破損事故又は電氣工作物の誤操作若しくは電氣工作物を操作しないことにより、公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲				

<p>六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の</p>	<p>五 (略)</p>	<p>四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火力発電所(汽力、ガスタービン(出力十キロワット以上のものに限る。)、内燃機(出力一キロワット以上のものに限る。))、これら以外を原動力とするものは二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。(以下同じ。))における発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)) (ハに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ 〱リ (略)</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p>		<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p> <p>産業保安 監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p>		<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p> <p>産業保安 監督部長</p>
---	--------------	--	-------------------------	--	--	-------------------------	--	--

<p>(新設)</p>	<p>五 (略)</p>	<p>四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、前号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火力発電所における汽力若しくは汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたもの(ハに掲げるものを除く。)、出力十キロワット以上のガスタービン又は出力一キロワット以上の内燃機を原動力とする発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ 〱リ (略)</p>	<p>(新設)</p>		<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p> <p>産業保安 監督部長</p>	<p>(新設)</p>		<p>電気工作物の設置の場所を管轄する</p> <p>産業保安 監督部長</p>
-------------	--------------	--	-------------	--	--	-------------	--	--

<p>発電支障事故</p>	<p>七  供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のも、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>八  供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>九  電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のも、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</p>
<p>産業保安 監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>産業保安 監督部長</p>			

	<p>六  供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のも、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号及び第八号に掲げるものを除く。）</p>	<p>七  供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号及び第九号に掲げるものを除く。）</p>	<p>八  破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のも、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>
	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>



<p>十 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電業者に供給支障を発生させた事故</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十二 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>		

<p>九 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>十一 一般電気事業者の一般電気事業の用に供する電気工作物又は特定電気事業者の特定電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損事故又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般電気事業者又は特定電気事業者に供給支障を発生させた事故（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十一 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>		

十三 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故		
電気工作物の設置	物の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置
電気工作物の設置	物の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十一の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第十一の報告書の提出を要しない。

様式(略)

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から四十八時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十一の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号イ若しくはハ若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくはハに掲げるものうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第十一の報告書の提出を要しない。

様式(略)